

米国鉄鋼関税50%へ倍増：その意味と今後の展望

上席主任研究員 栗名 奈美

米国、鉄鋼関税を25%から50%に倍増

6月4日、米国は通商拡大法232条に基づいて、輸入する鉄鋼・アルミに賦課する関税を従来の25%から50%へ引き上げた（英国は除く）。鉄鋼については、米国はこれに先立つ3月12日、それまでカナダ、メキシコ等に認めてきた例外措置を無効にし、各国一律25%の関税を賦課する形で強度を上げていた。

トランプ氏は5月30日のUSスチールでの集会で鉄鋼関税の倍増を表明するにあたり、「関税を50%にすれば誰もフェンスを乗り越えることはできない」と主張している。50%まで関税を引き上げれば、中国やアジアの安値鋼材であってももはや米国市場に入り込めないという趣旨と推測される。

米国をめぐる鋼材貿易のフローに変調

3月の鉄鋼関税変更を受けた4月単月の鋼材（含む半製品）輸入量を相手国別に見ると、カナダ、メキシコ等これまで例外措置で恩恵を受けていた国からの輸入量は大幅に減少し、インドやドイツ、台湾、そしてわずかながら中国からの鋼材輸入量が増えている。関税率が各国一律となったことで、安価な台湾や中国の鋼材に競争力が出ている可能性がある。

米国の鋼材輸入先として存在感を示してきたのはカナダ、欧州（EU27カ国、英国）ブラジル、メキシコで、24年はこれらの国からの輸入量が全体の約7割を占める（注1）。これまで関税の例外措置下で、米国と一体のサプライチェーンを保つことができたカナダやメキシコへの影響は特に大きいとみられる。両国の鋼材に限らず、今回の関税措置によって競争力を失う鋼材が今後新たな市場を求めることになれば、米国外では供給過剰感が増し、さらなる鋼材市況の下落が生じる可能性がある。

米国内コスト上昇の加速

市況について見ると、中国の熱延コイル価格をはじめとして世界の鋼材市況は軟化傾向にあるのに、米国の価格が上昇するといういびつな構造が既に顕在化している。米国の鋼材輸入量は4月に前年同月に比べ▲66万トン（▲25%）と大幅に減少したが、4月以降に米国内の粗鋼生産量が大きく増加に転じている様子は確認できない（注2）。3月の措置以降の数カ月間でみれば、米国内の鋼材価格は高い水準で推移しながらも、鋼材輸入量の減少を国内増産で補っている様子はみられない。

今回の措置で米国内におけるさらなるコスト上昇や、鋼材需要への圧迫が早々に課題となるとみられる。例えば、缶詰の業界団体（注3）によれば、米国内でのブリキの生産ラインの閉鎖を背景に、国内から競争力のある十分な量のブリキが調達できなくなり、国内缶詰用ブリキ需要の80%は輸入に頼っている。同団体は関税措置によるコスト上昇が雇用への悪影響となると警鐘を鳴らしている。

また、今回の関税措置がまだ交渉の通過点の可能性もある。先日は米国は米英合意では詳細は不明ながら“new trading union for steel”という安全保障を見据えた構想が描かれた（注4）。この構想がどのように具現化するのか、その際には米英間に限らず他の関係国も巻き込んでいくのか、米国の鉄鋼関税の着地にはまだ紆余曲折がありそうだ。

（注1）2024年のこれらの国からの鋼材輸入量は約1700万トン。同年の米国の鋼材輸入量全体は約2600万トン。

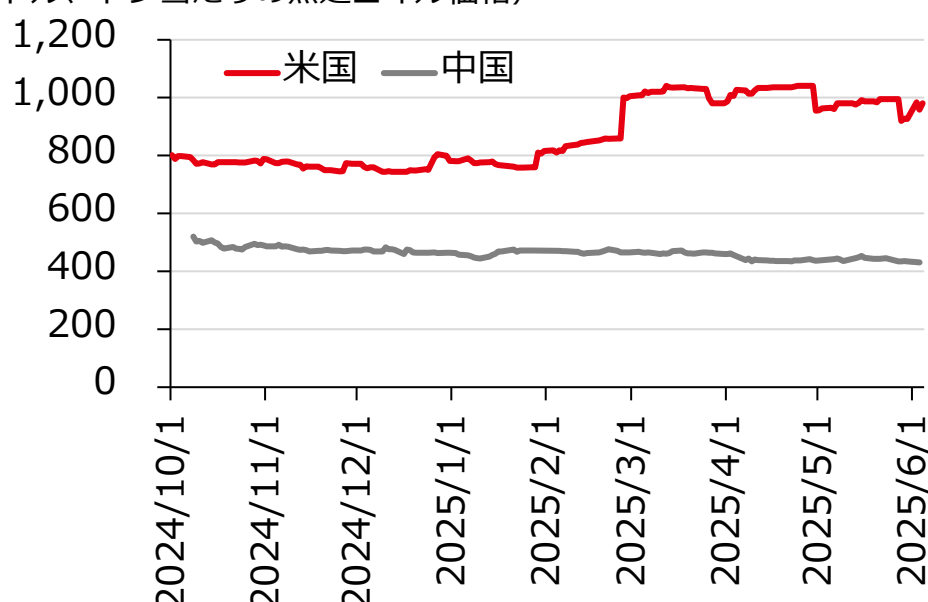
（注2）米国の月次粗鋼生産量は3月以降増えておらず、4月単月は前年度同月比で▲0.3%程度の減少となった。週次で見れば、5月末週の粗鋼生産量は全週よりも2.8%増加しているものの、増加傾向とまでは言い切れない。

（注3）Can Manufacturers Institute

（注4）米英合意の合意文では鉄鋼・アルミに関税割当を付す前提として「サプライチェーンの安全（security）」に関する条件を満たすことを求める、経済安全保障に関する規定が存在する。

▽米国と中国の鋼材価格推移

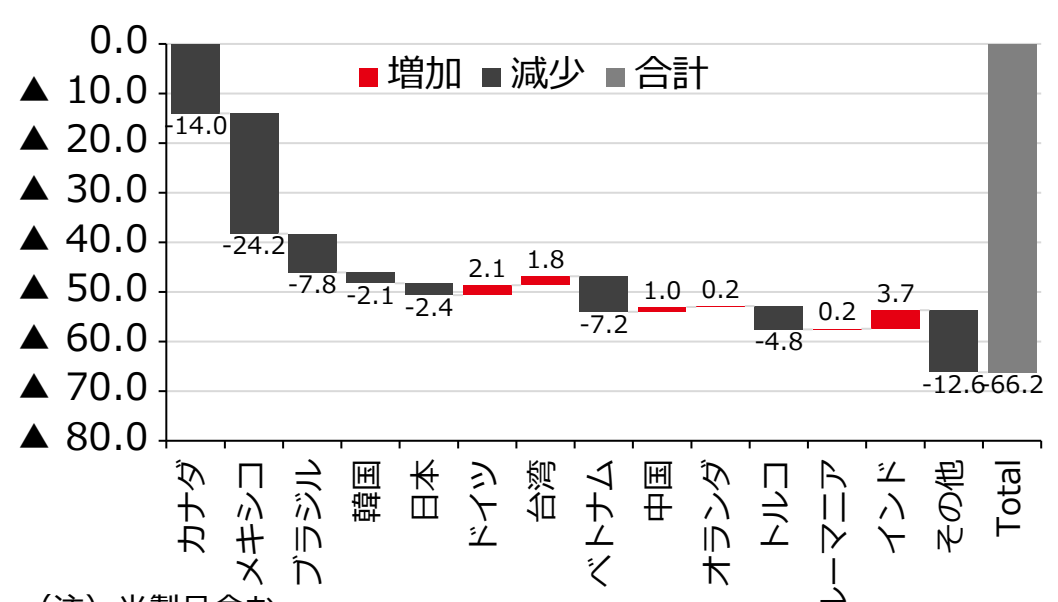
（米ドル、トン当たりの熱延コイル価格）



（出所）LSEGから丸紅経済研究所作成

▽米国の単月鋼材輸入量の増減

（万トン、25年4月単月輸入量と前年同月の差分）



（注）半製品含む

（出所）米国商務省データより丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

栗名 奈美 (Nami Kuwana)

KUWANA-N@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：LCA、環境・エネルギー政策、鉄鋼、化学

日系金融機関を経て2017年より鉄鋼系シンクタンクにて鉄鋼業の環境・エネルギー政策・技術動向調査などを実施。2023年から丸紅経済研究所。サステナビリティや素材産業の産業政策分析などを担当。LCA学会削減貢献量研究会委員、削減実績量研究会委員。東京大学法学部卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。